

われ等は、この小作人生活の重大な問題にして、直ちに地主と對立する小作料減免闘争を、此に組織して戦はねばならぬ。この闘争は端初的な對地主の闘争ではあるが、これと附随して起さる多くの封建的存物である、不合理なとして戦ふと小作人が意識的に無意識的にか不平を抱いてゐる小作制度がある。これ等をも含死せしめて戦はねばならぬ。即ち口米（種子米）撤廢（産米検査の實施と共に廢止するべきものであり、産米闘争とも結びつけざる）奨励米の増額、納米の等級下げ、小作米は小作人の庭渡、運賃を出せ、納期を遅しくせよなど、用非水、作場路を地主買據で改修せよ、そのために口ハや安の附役及對、滞納小作料、借金書換及對、その利子及對、滞納米はより不景氣の際だ××せよ、地主本位の小作證書の八替及對、又貸し又小作の自由、農民生活の必要による地目変更の自由、等を多くの小作人の古き時代から

らの糧糧を廢止せしめ、闘争をも併せて戦ふことである。又永久減の要求もなく毎年要、ホするごとである。かゝる闘争は、農民に弱い小作人でも強んじ、か上りたアゲリニへす、農民の生活の改善は、現今や、この闘争で惜つてゐるのが多い。絶対的貧窮（下の貧窮）をわれ等は、この様な原始的な喰付き易い題目で、此に大衆的に動員し組織しなればならぬ。われ等は斯うした農民運動の土台を広くすることによって、全農の大衆化、農民運動の汎石を展用し、広い足場を作りねばならぬ（可決）

第十號議案 小作法案、小作調停法及對闘争の件

（中央委員會提出）

説明者 諸岡輝雄氏

小作法案は未だ法律になつてゐないが既に大正十三年から實施されてゐる小作調停法は、地主の多額訴訟費用を助けて